## 冒 次

論

説

――宗教法人への社会通念を欠く固定資産課税ケースを素材に――宗教法人への固定資産税課税と社会通念	Collective Freedom: From an Individualist Point of View ······	——一六世紀ラインフランケンにおける立法と助言実務——(二)卑属結合と学識法	──EU消費者保護協力規則(二○一七年)制定を踏まえて──(三)行政処分による集団的消費者被害救済	矯正施設における終末期ケアの在り方(三・完)	ゲッチンゲン大学とキール学派
石	嶋	藤	宗	神	小
村	津	田	田	馬	野
耕		貴	貴	幸	秀
治	格	宏	行	_	誠
横245	横237	横173	横101	横79	横1

インフランケン地方の卑属結合法(二)	資料	——東京圏郊外の指定都市を中心として—— 府県との関係からみた指定都市制度の変化
藤		•
田		鈴
貴		木
宏(訳)		洋
訳		昌
横309		横271